



日刊労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(労働組合会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 千葉 (22) 7207番

90.4.19 No3203

スト敵対をより深める日本

三月清算事業団闘争が大きく高揚するなかで、大量不当解雇強行への怒りと、分割・民営化そのもののへの批判の高まりに恐怖したJR東日本は、清算事業団闘争の突破口をきりひらいた三・一八ストへのあらんかぎりの敵対を開始している。とりわけ三月十八日の「社長談話」と、「お詫び」広告をもって正当なストライキに対する処分策動を開始し、またそれと表裏一体のものとして、スト破りにたいする「褒賞金」の支払を本日(十九日)にも強行しようとしている。こうしたストライキへのあらんかぎりの敵対を断じて許すことはできない。三・一八ストできりひらいた地平をうちかため、不当処分策動をなにがなんでも粉碎しなければならない。

三月清算事業団闘争が大きく高揚するなかで、大量不当解雇強行への怒りと、分割・民営化そのもののへの批判の高まりに恐怖したJR東日本は、清算事業団闘争の突破口をきりひらいた三・一八ストへのあらんかぎりの敵対を開始している。とりわけ三月十八日の「社長談話」と、「お詫び」広告をもって正当なストライキに対する処分策動を開始し、またそれと表裏一体のものとして、スト破りにたいする「褒賞金」の支払を本日(十九日)にも強行しようとしている。こうしたストライキへのあらんかぎりの敵対を断じて許すことはできない。三・一八ストできりひらいた地平をうちかため、不当処分策動をなにがなんでも粉碎しなければならない。

三月清算事業団闘争が大きく高揚するなかで、大量不当解雇強行への怒りと、分割・民営化そのもののへの批判の高まりに恐怖したJR東日本は、清算事業団闘争の突破口をきりひらいた三・一八ストへのあらんかぎりの敵対を開始している。とりわけ三月十八日の「社長談話」と、「お詫び」広告をもって正当なストライキに対する処分策動を開始し、またそれと表裏一体のものとして、スト破りにたいする「褒賞金」の支払を本日(十九日)にも強行しようとしている。こうしたストライキへのあらんかぎりの敵対を断じて許すことはできない。三・一八ストできりひらいた地平をうちかため、不当処分策動をなにがなんでも粉碎しなければならない。

「スト何んと・
褒賞金!」

ストをスト
とも認めぬ
データラメヤ、

3.18正当なストを 否認・不参に

JR当局は三・一八スト参加者の勤務認証を、今になって「争議」ではなく「不参」「否認」扱いにするという断じて許すことのできない暴挙を行った。正当に行われ、なんらの違法性もないストライキにたいして、しかも前もって何度も警告し、最終通告に際してもトライキにたいして、し

トライキにたいして、し
かわらず、そのストライキをストとして認めようと、千葉以外列車が一本も止まらないとい
うことを許す。ところが三・一八ストは当局が完璧

と守りぬき、清算事業団闘争勝利、「分割・民営化」体制粉碎、JR総連打倒へ更に闘いぬこう。
当局は三・一八ストを打とうが千葉以外列車が一本も止まらないとい
うことを許す。ところが三・一八ストは当局が完璧

と守りぬき、清算事業団闘争勝利、「分割・民営化」体制粉碎、JR総連打倒へ更に闘いぬこう。
当局は三・一八ストを打とうが千葉以外列車が一本も止まらないとい
うことを許す。ところが三・一八ストは当局が完璧

1. 正当な争議行為の行使に対し、これをことさらに嫌悪し、支配介入する不当な対応を改め、今回の「褒賞金」の支払いをただちに中止されたい。
2. 今回の「社員に対する褒賞について」なる「褒賞金」を支払う就業規則上の根拠を明らかにされたい。
3. 年休時季変更権の行使、あらかじめ指定した休日に臨時に勤務を命ずること、時間外労働、勤務(種別)の変更、通常以外の勤務に従事することは、日常的に多く発生しているにもかかわらず、指定した日のみに「褒賞金」を支払う根拠を明らかにされたい。

スト破り、「褒賞金」を弾劾する (労働総連合)

申入書

会社当局は、4月2日、「社員に対する褒賞について」なる文書を明らかにしてきた。

その内容は、労働総連合等の組合がこの間、ストライキを実施した際に所定の勤務以外にスト破り行為を行った社員に対し、「褒賞金」を支払うというもので到底容認されるものではない。

この間会社側は、地労委命令の履行を求めた当然の要求に対し、「ストライキの圧力を屈するかのような形で採用行為を行うことは、会社をして甘受しえない」「身勝手な要求に屈することは受け難い」「ゴネ特を許すもの」「政治スト以外のなものでもない」等述べ、労働総連合および争議行為への嫌悪をあらわにしている。

このような立場から会社側が、組合要求の誠意ある解決によって紛争を回避するために努力することなく、「スト対策」のみ先行させ、のみならず正当な争議行為に対し不法、不当な支配介入を行ってきたことは誠に遺憾である。

加えて、労働組合が正当なストライキ権の行使に対し、その期間中の「就労者」のみに、所定の賃金、手当以外に金員を支払うこととは、労働総連合等の組合活動の弱体化を意図した不当労働行為であると言わざるを得ない。

従って、次のとおり申し入れるので団体交渉により誠意をもって解決されたい。

三・一八ストのきりひらいた地平をうちかため、不当処分、「褒賞金」など一切の敵対を許さず、

新たな闘いに入った清算事業団十二名をしつかりと守りぬき、清算事業団闘争勝利、「分割・民営化」体制粉碎、JR総連打倒へ更に闘いぬこう。
当局は三・一八ストを打とうが千葉以外列車が一本も止まらないとい
うことを許す。ところが三・一八ストは当局が完璧

と守りぬき、清算事業団闘争勝利、「分割・民営化」体制粉碎、JR総連打倒へ更に闘いぬこう。
当局は三・一八ストを打とうが千葉以外列車が一本も止まらないとい
うことを許す。ところが三・一八ストは当局が完璧

と守りぬき、清算事業団闘争勝利、「分割・民営化」体制粉碎、JR総連打倒へ更に闘いぬこう。
当局は三・一八ストを打とうが千葉以外列車が一本も止まらないとい
うことを許す。ところが三・一八ストは当局が完璧